

6 高教政第563号
令和6年10月23日

各県立学校長 様

教 育 長

職員の服務規律の確保の徹底について（通知）

このことについて、別添のとおり通知しましたので、各学校において管理監督の立場にある職員は、会計年度任用職員を含む全職員に対し、別添通知の内容を周知し、服務規律の確保の徹底を図ってください。

教育委員会事務局各所属長 様

教 育 長

職員の服務規律の確保の徹底について（通知）

本日、知人の成人女性にわいせつ行為等の不適切な言動を行った職員に対し、停職 10 月の懲戒処分を行いました。

この事案は、学校や市町村教育委員会を指導し、その模範となるべき県教育委員会の職員が起こしたものであり、近年教職員の不祥事が続いているなかにあつて、このことが社会に与える影響は計り知れないものがあります。

今一度、職員一人ひとりが、公務員としての自覚を新たにし、県民の期待と信頼を裏切ることのないよう、また、日々の業務に真摯に取り組むことにより、信頼の回復に努めなければなりません。

については、管理監督の立場にある職員は、会計年度任用職員を含む全職員に対し、下記の事項を周知し、服務規律の確保の徹底を図ってください。

あわせて、日頃から職員との意思疎通を積極的に図り、職員の状況等を十分に把握した上で、適切な指導を行ってください。

記

- 1 職員は率先して法令を守るべき立場にあること。
- 2 職員はその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。
- 3 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこと。
- 4 一部の不心得な職員の不祥事が、県民の皆さんからの県職員全体への信頼を損ない、多くの真面目な職員に迷惑を及ぼすだけでなく、県政全体に対する不信を招くこと。